

特集：彦根市河原町芹町伝統的建造物群保存地区

重伝建選定記念シンポジウム 重伝建とまちづくりを考える

平成28年11月20日（日）、河原町芹町美しいまちづくり委員会、彦根市、彦根市教育委員会、彦根景観フォーラム、まち遺産ネットひこねの共催で、「彦根市河原町芹町伝統的建造物群保存地区・重要伝統的建造物群保存地区選定記念シンポジウム」が開催されました。

午前10時からの建物公開とまち歩きの後、午後2時から鳥羽や旅館で記念シンポジウムを開催、夕方には地元商店街によるふるまいと建物の前にキャンドルを並べ格子戸越しにライトアップされた美しい着物や屏風などを鑑賞する格子戸アート展を開催しました。

シンポジウムでは、規制によって地域はどうなるのか、人口減少や地域商業の衰退の中でまちは生き延びられるのかという不安に応えるため、テーマを「重伝建とまちづくりを考える」に設定し、文化庁の調査官や東近江市五個荘金堂地区のまちなみ保存会の皆様にお話をいただき、交流を図りました。その内容を2回に分けて特集します。

記念講演「重伝建とまちはどう生きるか」

文化庁文化財部参事官（建造物担当）付文化財調査官（伝統的建造物群部門）の下間（しもつま）久美子さんに、「重伝建とまちはどう生きるか」と題して、個人的な見解を交えつつ講演いただきました。

文化財保護と文化財保護行政の隔たり

広い意味の文化財保護は、地域外の人がまちなみの良さを発見してくれたり、地元の人が建物が好きで守



りたいというように、人がそれ自体の良さに気づく「知覚」から始まり、こうした潜在的な良さとは何かを「認知」し、他の文化財と比

べて古いとか大きいとかデザインに先駆性があるとかの「比較」を経て、行政が定めた一つの評価視点か

らその価値を判断して優れたものが特定され、「指定・選定」され、公的資金を使い保護する。

この最後の部分が文化財

保護行政である。人が潜在的な良さに気づいてから行政が保護するまでに、さまざまな良さが小さな基準を通して絞り込まれ、基準以外の良さは評価されない。行政が保護する価値とは極めて限定的といえる。

だから、「指定・選定」された後に、もう一度みんなで、最初の良さとはどんなことだったのか、建物と一緒に守っていかなければならないことは何だろうと考えてほしい。そうでないと大勢の人で文化財を保護することにつながっていかない。非常に狭い領域で狭い人だけで保護していくことになってしまう。

文化の振興と文化財の「管理」

文化庁の任務は「文化の振興」である。文化を「振興」するには、人の気持ちを高めて、時間やお金をかけて参加してもらえることを考えていかなければならない。ところが、文化財保護行政は、現状を変更するなという規制のイメージが強い。文化の振興には、規制と一緒に人の気持ちを奮い立たせるところを作っていかなければならない。保存と活用の両方が必要で、狭い文化財保護行政（保存）を広い文化財保護（活用）と一つにしていく工夫が文化財を「管理」することであると考えている。

伝建地区制度の概要

現在、重伝建地区は43都道府県の92市町村に所在する112地区で、総面積は3,787ha、建造物は約4万棟、約4万5千人（約2万世帯）が生活されている。

伝建地区には、伝統的建造物群と、それと一体をなす自然物や土地（「環境物件」と呼ぶ）と、伝統的建造物以外の建造物があり、これらで形成される「歴史的風致」をどう維持し、回復し、向上させていくかと



いう計画を市町村が立て、その計画区域を伝建地区として都市計画または条例で決定する。そして、伝統的建造物は修理して健全な状態に戻し、環境物件も状態が悪ければ同様に修理する。伝統的建造物以外の建造物は歴史的風致にそぐわない状態なら修景して、良い環境を作り上げていく仕組みになっている。

これらの修理・修景・防災事業に国が経費補助をするほか、税制優遇の措置や特別交付税の優遇がされる。また、伝統的建造物の修理にあたり条例を制定して建築基準法の制限を緩和することができる。

伝建地区では、建物や土地の現状を変更する場合は事前に市町村の許可が必要になる。許可の基準は、位置、意匠、形態、色彩などについて市町村が決めることになっている。

伝建地区における事業で大切なこと

主な事業は、保存修理、修景、耐震、防災、説明版設置、活用事業、防災計画策定調査などの補助事業である。これらは、自宅を修理するときに、この町の特性はこれだからこうしようという合意形成ができるかどうか大きなカギになる。

伝建地区は木造建築の密集地が多く、防災事業では初期消火設備を整備する。方法は様々であるが、修理の時に防災の機能も強化していく、防災調査の時にコミュニティ全体で災害に強くしようという発想を働かせることが重要である。長野県高山市ではグループ防災が実現した。火災報知器が両隣や近隣にも発報して初期消火を助けられるシステムになっている。また、別のボタンを押すと急病のときに近所に助けを求められる仕組みにもなっている。



活用事業では、飲食店や宿泊施設への改修にも補助しているが、改修後の建物で活動する人をどう育てるかが

さらに重要である。島根県大田市の大森銀山地区熊谷家住宅では、寄付された大量の民具の目録づくりと修理を地元の女性たちが担当した。それを通じて昔の行事や料理などを学んだ彼女たちは、現在、この住宅を管理し、郷土料理のサンプルを手作りしたり、かまどで調理してふるまったりして、来場者も管理者も楽しめる企画を10年以上続けている。これが理想的な文化財の「管理」だと思う。

保護して初めてわかる発見もあり、いままで関心を向けなかったことに人が関心をむけ、さまざまな生活を思い出し再現してくれるなど、人の考え方、気持ち、歴史の深さを掘り下げられる点に伝建地区の良さがある。

しかし、狭い領域に価値を限定して守るのが文化財保護行政であり、文化財のもつ豊かな価値を住民が再認識して活用していくには、住民と行政は、協力もするけれども対立もする、いい緊張関係をもって対応しなければならない。伝建制度はモラルに頼る部分が大いだけに、住民の皆さんが主体であることを忘れずに取り組んでいただきたい。

伝建制度と「まちづくりマスタープラン」

伝建制度は、歴史的な環境を守るための物理的な約束事、ルールを担保する制度である。もし、皆さんの心が緩んで古い建物を壊したい、大きく変えたいとなった時に、ここは大事だから守ろうと行政が説得しながらお互いにいい線を見つけていく側面がある。しかし、まちの運営自体は100%住民に任せられているので、住民によるまちづくりと伝建地区のルールがきちんとかみ合わないと制度がうまく機能しなくなる。

そこで、皆さんがつくりたい「まち」について具体的に考えて、行政と一緒に「まちづくりマスタープラン」を作っていくことが大切だ。福井県若狭町の熊川宿は、伝建の調査のときには住民は反対だった。静かな生活がしたかったので伝建で人が押し寄せるのが嫌だった。しかし、他の事業でまちなみが整えられ、人がたくさん来るようになってしまった。その時に、地域の人々は、どうせ人が来るのなら自分たちがきちんと関わって、外部の資本に翻弄されないまちづくりをしようと考えた。以前の調査を見直して、高齢者ばかりだったが「まちづくりのマスタープラン」をつくり、防災計画も立てて、伝建地区になる道を選んだ。

河原町芹町の皆さんは、まちづくりに長い間努力されてきた。それが基礎となって、今後、モデル的なまちづくりの取り組みが現れるだろうと期待している。

伝建地区制度と皆さんが協力し、いい緊張関係を保ちながら、5年、10年、一緒にまちの成長を見守っていけたらと思っていると締めくくられました。

(次ページに続く)